平成２３年（フ）第１５２号
埼玉県比企郡ときがわ町大字五明354番地１
債務者　村山　桂子
１　決定年月日時　平成23年５月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月23日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１０５１号
名古屋市瑞穂区松園町２丁目36番地　ナビシティ松園102号
債務者　鈴木　明宏
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原島　　正
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月24日午後４時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８４号
大分県別府市浜脇２丁目２番３号　別府浜脇再開発住宅603号
債務者　谷尻　　進
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　利武
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月24日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４１号
秋田県能代市河戸川字中谷地５番地
債務者　辻　　禮子
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高城　智子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第４４７号
札幌市豊平区平岸１条３丁目２番39―506号
債務者　井上　美穂
１　決定年月日時　平成23年５月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾崎　英雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月30日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６号
岐阜県関市倉知2316番地６
債務者　堀江　直美
１　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　裕之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７８号
北海道苫小牧市ときわ町５丁目10番２号
債務者　山下　豊彦
１　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時５分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日高　正人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月31日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１１４１号
横浜市西区中央１丁目１番10号　栗原荘１階
債務者　高橋　國昭
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中尾　清孝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１号
三重県志摩市志摩町和具1964番地２
債務者　山本　春生
１　決定年月日時　平成23年５月10日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河之口　学
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１９号
山形県鶴岡市昭和町７番17号
債務者　齋藤美代子
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第２２号
山形県鶴岡市新海町26番16号
債務者　佐藤　美代
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第２５号
福島県会津若松市一箕町大字八幡字滝沢74番地、前住所福島県郡山市安積町日出山１丁目89番地
債務者　鈴木　　誠
１　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
福島県会津若松市町北町大字上荒久田字崖下51番地
債務者　荒川ナミ子
１　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
新潟市中央区弁天橋通２丁目15番12号
債務者　角井　勝博
１　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９６号
新潟県十日町市寿町３丁目４―10　カドヤパークビル３―１、申立時の住所新潟市西区板井378番地１
債務者　永井　陽子
１　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６３号
新潟県燕市吉田日之出町27番３号
債務者　栗林　　正
１　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６４号
新潟県燕市吉田日之出町27番３号
債務者　栗林美千子
１　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
新潟地方裁判所民事部